

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第15号



# NICHIZEI journal

## 相続税 増税時代の幕開け 早めの対策で問題を解決

いよいよ相続税の増税時代が幕を開けた。相続税の基礎控除額の縮小、税率区分の見直しなどが行われ、税理士業界でも新たな課税対象者をサポートするための準備や関与先の相続対策の練り直し、相続関連の研修会の参加など、相続支援に向けて動きが活発になってきた。

高齢化社会が進むに連れて、被相続人数(亡くなった人)が増加傾向にある。被相続人数は、平成15年に初めて100万人を突破(約101万人)。その後も年々増加し、国税庁が昨年発表の平成25年分の相続税の申告状況によると、同年分(平成25年1月1日～平成25年12月31日)の被相続人数(亡くなった人)は過去最高の約127万人。平成22年分から4年連続で120万人を超えた(表参照)。

相続税の課税対象(平成25年10月31日までに提出された相続

税額のある申告書に基づき集計)となった被相続人数は約5万4千人で、前年分より約2千人の増加。課税割合は4.3%で、平成24年より0.1ポイントの増加となった。

この申告状況に変化をもたらすのが、相続税改正にともなう基礎控除の引き下げだ。平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除額が5千万円から3千万円に引き下げられ、法定相続人1人当たりの控除額も1千万円から600万円に縮小された。法定相続人が3人の場合、単純計算で8千万円の控除額

が4800万円に、法定相続人が4人の場合は9千万円が5400万円になる計算だ。

財務省によると、今回の相続税改正によって課税割合は6%程度まで上昇すると予測されている。わずか2%の増加だが、これまで相続税を「他人事」と捉えていた人も、都市部にマイホームを所有し、そのほか金融資産などを所有していれば、課税対象に該当する可能性は十分にある。

税理士法人タクトコンサルティングの遠藤純一情報企画室課長も、「相続税の課税割合が4%から6%まで増えるというのは全国レベルの話ですが、都市部(都道府県別)では東京で13.53%、愛知で11.82%、大阪で7.02%まで上昇するほか、東京23区に至っては一部、4人に1人が課税されるという試算もあります」と指摘する。

富裕層にとっては相続税率の変更も気になるどころ。税率区分が6段階から8段階に見直され、最高税率が50%から55%に引き上げられたほか、各人の取得財産が2億円超～3億円以下については、新たな税率区分として45%の税率



日税ビジネスサービス

おかげさまで  
創立40周年

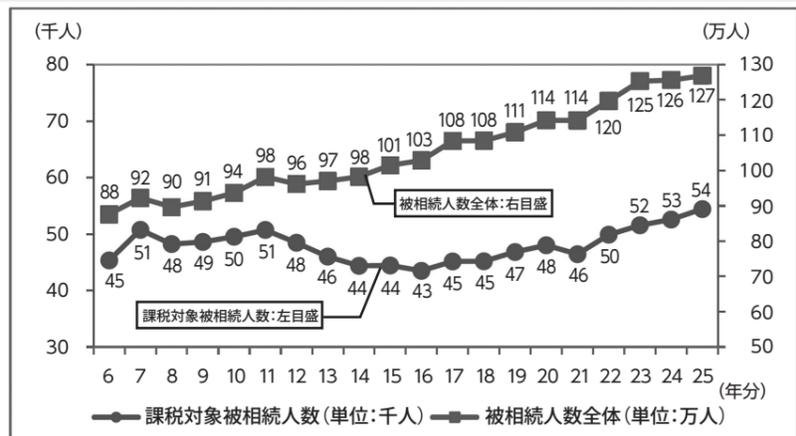
### 相続特集号

- 2 国税OB税理士に聞く 相続税調査で確認すること
- 3 相続トラブルを回避する 遺言書のポイントと注意点
- 4 兄弟が賃貸物件を共有相続 課税事業者か否かの判定
- 5 分けづらい財産を分けやすく 生命保険で相続問題を解決
- 6 7 二次・三次相続を見据えた 相続対策の重要性を検証
- 8 新しい相続対策のスタイル 信託・一般社団法人を活用
- 10 内容を認識せずに署名・押印 遺産分割協議書のトラブル

が適用される。このラインに該当する資産家は増税となるだけに、今後の相続対策に大きな影響が出てくるだろう。

問題に対処するためには、専門家のアドバイスを受けて、できるだけ早い段階で有効な対策を打つことが重要といえる。また、配偶者控除や小規模宅地等の特例などによって相続税額がゼロになるケースも少なくないが、特例適用の判断や申告書の提出という点においても、専門家の支援が求められてくるだろう。

※今号は『相続特集号』をお届けします。



出典:国税庁「平成25年分の相続税の申告の状況について」

## 全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』

### 関与先企業や個人事業主の相続・事業承継対策に最適な制度

相続・事業承継問題に頭を悩ませている経営者は少なくありません。大切な家族や従業員を守るためにも、早い段階から事前対策を講じておきたいところですが、円滑な事業承継や相続税対策を実現させるため、多くの税理士事務所では利用されているのが、全国税理士共栄会(南口純一会長)の『VIP大型総合保障制度』です。

『VIP大型総合保障制度』は、中小企業や個人事業主が抱える様々な問題を5つの充実したプランで解決し、税理士先生とその家族および従業員、さらに関与先企業の経営者と家族および従業員の「暮らしと事業」の発展を応援しています。

プランのひとつ「経営者大型保険(集団扱定期保険)」は、掛捨ての割安な保険料

で、入院や手術を含む総合的な保障をする大型の生命保険です。経営者に万一のことがあった時、最高2億円の大型保障で企業を守ります。次に、『経営者保険総合プラン』では、働き盛りの経営者の生涯保障や役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険、通増定期保険等、多彩な保険が用意されています。

このほか、介護保険や生活習慣病保険、高度先進医療保険など医療保険全般がそろった「経営者スーパープラン」、突然の病気やケガで仕事が出来ず、収入が途絶えた時に毎月のいろいろな費用をしっかりとカバーする「団体所得補償保険」、「新・団体医療保険」により中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

なお、円滑な事業承継や相続税対策の実現をはじめ、退職金の準備や従業員の福祉制度の充実化など、関与先の様々な問題を「保険」で解決すると共に、税理士事務所の新しい収入源を確保できるのが、全国税理士共栄会が推進している「税理士VIP代理店制度」です。税理士VIP代理店の主な仕事は、全国税理士共栄会の事業の二本柱である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の記入と手続などを行います。これまで多くの税理士先生が代理店に登録し、関与先関係者のニーズを満たすと共に、事務所の収入源の拡大に繋がっています。



インタビュー 国税OB税理士に聞く

# 相続税調査で確認される点とは!?

平成25事務年度における相続税の実地調査件数は1万1909件。このうち申告漏れなどの非違があった件数は9809件で、重加算税の賦課件数は1061件だった。果たして、相続税調査ではどのような点が注視されているのか——。国税OB税理士で一般社団法人相続税調査研究会主任研究員の武田恒男氏、同研究員の古原正昭氏に話を聞いた。



## 名義預金、名義株、多額の出金 etc

——相続税調査では、主にどんな点が確認されるのでしょうか。

**武田**：相続税の税務調査とは、相続人の「財産調査」です。一般的に大きな財産を形成するのは、ご自身の可処分所得と過去の相続によるものと考えられます。そのため、税務調査では過去に働いていたことがあるか、また、ご自身の財産の中で過去の相続財産はどのくらいあるのかを質問します。そして、それらを除いたものが、被相続人からの相続財産に該当する可能性が出てくるわけですが、ここでよく問題になるのが、妻や子ども名義となっている不相当な金額の預金です。

——いわゆる名義預金ですね。

**武田**：相続税の申告書が提出された後、その内容に基づき、課税当局は必要に応じて金融機関や証券会社などに照会状を発送して内容を確認します。もし、妻や子どもが無職なのに預金残高が多すぎる場合は、名義預金の可能性が高いといえるでしょう。預金口座の届出印、管理状況などを細かく調べ、預金の原資を探っていきます。

**古原**：調査の選定段階において、調査対象者のお金の流れはある程度把握しています。そのため、相続人にやましいことがあれば、調査官はどこまで知っているのかと不安を感じるものです。そうした緊張感が漂う中でやり取りが行われますので、動揺を一切見せずに虚偽の答弁を続けられる人はほとんどいないでしょう。



古原 正昭 税理士

東京国税局では40年超資産税。税務大学校教育官(資産税担当)などを歴任。東京国税局直税部資産税課実査官、税務署資産税部門 上席国税調査官(調査)(評価)。2014年退官。現在、税理士。一般社団法人相続税調査研究会研究員。

——お金の流れはどこまでさかのぼって確認するのでしょうか。

**古原**：税務署にはかなり古からの情報が蓄積されていて、支払調書化されたものは漏れなく残っています。過去に大口の土地の譲渡などがあれば、そのお金の行方を探っていきます。相続人の中には、被相続人からの贈与の話を持ち出す人もいますが、贈与契約書もなく、過去に贈与税を申告した形跡もないケースがほとんどです。この場合、当局側は贈与ではなく貸付金として相続財産に加算するように指摘する傾向があります。

**武田**：相続税調査の難しいところですが、何十年も昔の話になると、相続人も贈与の事実や財産の行方が分からないというケースも出てきます。これは名義預金に限らず、その原資や管理状況から判断して被相続人の財産と考えられる株式、いわゆる名義株についても同じことが言えるでしょう。

——名義株かどうかを判断するポイントは何ですか？

**武田**：名義人に株式を購入する資金があったのか、配当金の有無、配当金がある場合には受領者は誰か、配当所得に係る所得税の申告を行っているのは誰か、株式の贈与の有無などをチェックします。特に、名義株の疑いがある場合、相続人に株主総会における議決権行使について尋ねると、実際に行っているケースはまずありません。

**古原**：法人税の申告書のうち、同族会社等の判定に関する明細書(別表2)には株主と株数が記載されていますが、これは同族会社か否かを判定するもので、株主であることを証明するものではありません。しかし、これまでの株主構成の変遷を確認することができるので、これも併せてチェックしています。

——そのほか、相続税調査において注視する点がありますか。

**武田**：被相続人が亡くなる直前に抜けてしまった財産ですね。亡くなる2~3カ月前から、被相続人の口座から現金が何度も引き出されているケースが多々あります。被相続人が入院し、外出することはほとんど不可能にも関わらず、調査官が預金引き出しのことを相続人に尋ねると「病室を出ていく姿を何度か見ましたが、その時にお金を引

き出したのかもしれませんが」などと言われる方もいます。調査官がひとつずつ指摘していくと、相続人が自分で引き出していたのに「私の勘違いでした」とごまかす方もいます。

**古原**：被相続人が亡くなる直前のお金の動きは細かく確認しますが、過去に被相続人の預金口座から多額の出金がされていて、その行方が分からない場合、現金を隠し持っていることが考えられます。特に、地方の場合は金融機関が特定されますので、現金を隠し持つケースが多いと聞きます。中には、高額なものを購入しない限り、使い切れない金額でも、すべて生活費として使ったと言い張るような方もいましたね。相続人同士の関係が悪いと、「あそこを調査すれば現金が見つかるはずだ」などと税務署にタレこみが入ることもあります。

**武田**：海外資産に係る申告漏れも増えていきますので、資料情報や相続人・被相続人の居住形態から海外資産の相続が想定される事案などについては、専門部署が中心となって積極的に海外資産の把握に努めています。

——過去の相続税調査で困ったことがあれば教えてください。

**古原**：相続人も高齢化が進み、調査官が訪問したくても入院して面会謝絶の方や、認知症の方もいらっしゃいます。調査初日は財産確認を行います。認知症の相続人から宝石がなくなると騒がれた調査官もいるようです。その後、相続人の勘違いだと分かってくれましたが、こうしたトラブルを防ぐために、財産確認の時には調査官は必ず2人で行うようにしています。相続税調査は時間との戦いで、調査官の数も限られています。相続人の高齢化がさらに進むと、いろいろと調査に支障が出てくる場面が増えてくるかもしれません。

——質問応答記録書がスタートしましたが、相続税調査にも影響がありますか。

**武田**：質問応答記録書に証拠が残りますので、相続人にとってはプレッシャーと言いますか、正直に話す方が増えていると聞きます。相続人の説明が虚偽ではないかと疑わしくても、調査官はその通りに書き留めて一度持ち帰ります。後日、その点を調べて異



武田 恒男 税理士

東京国税局調査第一部調査開発課長、同調査第二部資料調査第一課長、東京国税局課税第二部次長、新宿税務署長を経て、2013年退官。現在、税理士。一般社団法人相続税調査研究会主任研究員。

なる事実が分かれば、「前回の話とかなり内容が違いますが、虚偽の答弁となれば重加算税が課せられてしまいますよ」などと説明すると、大半は正直に話してくれるようです。

——最後に、相続税の申告で税理士の先生方が注意すべき点を教えてください。

**武田**：相続財産を故意に隠そうとする人の中には、財産の状況を把握している顧問税理士ではなく、面識のない税理士にスポットで相続税申告の仕事を依頼するケースがあります。その後、税務署から申告漏れを指摘され、税理士に責任を押し付けるようなケースも珍しくありません。すでに多くの税理士先生が実践していると思いますが、相続人との主なやり取り、相続人から報告を受けた財産状況などをすべて記録に残しておくことが重要といえます。

**古原**：相続税申告において土地の評価は、税理士先生にとって不安な要素ではないでしょうか。一般的な住宅地だと思っても、震動や騒音といった評価のマイナス要因は意外とあるものです。しかし、そうした個別の評価減の規定は、法律にも財産評価基本通達にも書いてありません。国税当局でも定期的に職員向けの研修を行い、様々な事例を検証しています。税理士の先生方も研修会に参加したり、国税庁ホームページの質疑応答事例などを研究されている方も多いですが、もし判断が難しい場合は、セカンドオピニオンを活用するのもひとつの方法だと思います。



# 相続トラブルを回避する！ 遺言書のポイントと注意点

被相続人の財産をめぐる『相続トラブル』を回避する方法として遺言書の作成を思い浮かべる人は多いだろう。しかし、遺言書を安易に作成すれば想定外の問題が生じることもある。遺言書のポイントと注意点について、深代勝美 公認会計士・税理士に解説してもらった。



深代 勝美 公認会計士・税理士

## 遺言書で争いを防止する

子どもたちが親の財産をめぐる対立し、その後、親戚付き合いができなくなるケースがよく見られます。争いは財産が少なくても起こり得るものです。こうした遺産分割をめぐる争いを防止するためにも、遺言を作成することが必要です。

遺産は法律で定められた法定割合で相続するように規定されていますが、遺言があればこの法定相続割合に従わず、例えば長男にだけ多くの財産を譲ることもできます。また、誰にどの財産を渡すのか、財産の特定ができますので「この事業は長男に継がせたい」「あの土地が欲しい」など、被相続人・相続人の意思を尊重することが可能です。

しかし、遺言には限界もあります。「長男に全財産を相続させる」などの簡単な文言でも遺言としては有効ですが、長男以外の相続人にも、相続財産を一定の割合で受取る権利があります。この割合のことを「遺留分」と呼びます。長男以外の相続人は「遺留分」があるので、相続開始後にその分を取り戻す権利を持ちます。

なお、遺言によって遺留分の権利を侵害するような結果になっても、その遺言は有効で、無効になるわけではありません。遺留分減殺請求をする権利は遺留分を侵害されたことを知った日から1年で時効となります。相続開始を知らなかった場合でも10年で時効を迎えます。

なお、生前に「すでに十分なことをしてもらったので、遺産は一切要求しません。相続を放棄します」という念書を書けても無効です。生前に相続放棄はできません。

## 遺言書のポイントと注意点

### (1)「遺贈する」ではなく「相続させる」

#### ①「相続させる」旨の遺言の効果

財産について「相続させる」旨の遺言があった場合には、その財産については遺産分割協議などの手続きを経ることなく、その遺言者の死亡と同時にその遺言で指定された相続人が、財産を相続によって取得します。

#### ②「遺贈する」旨の遺言の効果

##### イ、遺言執行者がいない場合

例えば、遺言書に「不動産を遺贈する」とあった場合、相続人全員の印鑑証明書と実印の捺印された委任状を添付しなければ、その不動産の所有権移転登記はできません。つまり、遺産分割協議書作成と同じ手続きが必要になってしまいます。

##### ロ、遺言執行者がいる場合

遺言執行者の印鑑証明書で所有権移転登記ができます。

### (2)予備的遺言を考える

相続人の高齢化にともない、親より相続人の子どもが先に亡くなることも考えられます。

例えば、父親と子ども2人（長男・長女）の3人家族で、父親は長男に財産を残したいと考え、「……全財産を長男〇〇に相続させる」といった遺言書を作成。その後、長男が父親より先に亡くなった場合、父親の財産をすべて孫（長男の子）が受け取れるかどうかという争いがありましたが、最高裁は平成23年2月22日の判決で、孫は父親（祖父）の財産をすべて相続することはできないとしました。相続人である長男が先に死亡している場合、父親の財産は法定相続人である長女が2分の1、父親の孫（長男の子）が2分の1相続することになります。

もし、長男に万が一のことがあった時、長男の子に財産を残してあげたいと考えている場合は、「……全財産は、すべて長男〇〇に相続させる。ただし、万が一、長男〇〇が遺言者の相続開始時において、すでに亡くなっていた場合には、長男の孫△△にすべてを相続させる」と付け加えます。これを「予備的遺言」と言います。

なお、長男が亡くなった時に遺言書を書き直すことも可能ですが、その時に被相続人である父親に遺言能力のない場合は、書き直すことができません。

### (3)借入金の負担者も記載する

借入金などの債務は、法律上、債権者である銀行などの同意がなければ特定の相続人だけのものとはならず、法定相続人全員の債務とされます。一般的に債務を欲がるような人はいませんので、実際に多くの遺言書を見ても債務者を誰にするかが明示されているケースは多くありません。

しかし、相続税対策を目的にアパートやマンションの建築資金について借入をした場合、誰が借入債務を負担するかが明示されていないと、法定相続人全員で負担することになってしまいます。この結果、アパートやマンションを相続した相続人は、借入金の全額を控除することができず、相続税が高くなります。遺産分割協議ができれば、更正の請求や修正申告は可能ですが、それでは遺言書を作成した意味がありません。

### (4)相続財産を共有にしない

兄弟などで不動産などを共有にして相続すると、兄は土地を有効活用したい、弟は売却したいなど、兄弟の意見が分かれた時に何もできなくなります。子供や妻に残したい財産

がある場合は、例えば自宅は老後の生活を考えて妻に、次男の家が建っている土地は次男に、といった具合に所有者を特定することが大事です。できるだけ共有ではなく分割することで、各相続人がそれぞれの判断で相続財産を自由に処分・利用できるようにしておきます。

### (5)納税方法や二次相続を考えた分割方法を検討する

相続税の納税まで考えず、相続財産を安易に分割させてしまうと、相続した財産によっては相続税を納税できないケースがあります。また、母親の二次相続まで考えた分割方法を考えないと、二次相続の時に相続税が跳ね上がることも考えられます。遺言書を作成する前に、事前の周到な相続対策が欠かせません。

### (6)付言事項には法的効力はないが記載すると良い

付言事項を活用すると、遺言書を読んだ相続人たちを慌てさせず、相続人同士の対立を予防する効果があります。そのため「付言事項は法的な効力はないが記載するとよい」と言えるでしょう。付言事項として、次のような文面が考えられます。

一、長男は、家の跡を継ぎ事業の発展に貢献してくれました。また、私の食事や介護などの面倒を見てくれましたので、長男に財産を多く遺しました。次男、長女はそのことを理解して相続分では不足があると思いますが、そのことを考えて相続分以上の財産を要求しないように話をしましたが、忘れずに実行することを望みます。

一、長年にわたり、私の食事、介護に尽くしてくれた妻と長女に感謝しています。また、愛情をこめて育てた長男、次男もそれぞれ家庭を築き幸せに過ごしていることを嬉しく思います。財産の多くは長女に渡すことになりましたが、遺産で長女と争うことのないようよろしくお願いいたします。素晴らしい妻、長女、長男、次男、孫たちに心から感謝し、幸せな人生をありがとう。

遺産分割は、個々のケースによって効果的な方法が異なります。だからこそ、遺言書を作る場合には専門家のアドバイスが欠かせません。すでに遺言書を作成していても、遺言書は何度でも書き直すことができますので、お客様の家族や財産に変化があった場合などは、遺言書の見直しをアドバイスしたいところです。

熊王税理士の

ワンポイント講座

## 消費税の落とし穴はココだ!!

兄弟が賃貸物件を共有で相続  
課税事業者か否かの判定は？

**Q** 私の父は、不動産賃貸業を営む消費税の課税事業者ですが、平成26年中に病気のため世界しました。本件相続に係る相続人は、私（兄）と弟の二人であり、いずれも給与所得者です。兄弟が賃貸物件を共有で相続した場合の納税義務はどうなりますか。

**A** 相続による事業承継があった場合には、相続人の基準期間における課税売上高だけでなく、被相続人の基準期間中の課税売上高も考慮した上で相続人の納税義務を判定することとされています（消法10）。なお、相続による事業承継があったことにより、相続人が課税事業者となった場合には、「課税事業者届出書」とともに「相続・合併・分割等があったことにより課税事業者となる場合の付表」を提出することが義務付けられています（消法57①一）。

また、分割承継があった場合

には、相続人の納税義務判定に用いる被相続人の基準期間における課税売上高は、それぞれの相続人が承継した事業場に係る部分の金額だけ考慮すればよいこととされています（消令21）。

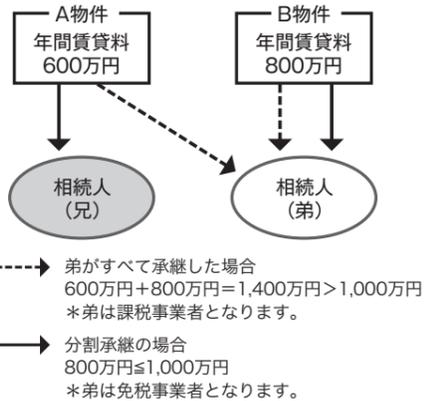
では、被相続人がA B二棟の商業用賃貸物件を所有しており、A物件の年間賃貸料収入が600万円、B物件の年間賃貸料収入が800万円程度で推移している場合について考えてみましょう。

弟が、AとBのどちらの物件も承継した場合には、被相続人の基準期間における課税売上高は1,000万円を超える（600万円+800万円=1,400万円）こととなるため、弟は相続のあった日の翌日から課税事業者となります。これに対し、A物件を兄、B物件を弟が分割して承継した場合には、弟の納税義務判定に用いる被相続人の基準期間における課税売上高は1,000万円以下（800万円）となり、弟の納税義務は免除されることとなります。兄についても被相続人の基

準期間における課税売上高は1,000万円以下（600万円）となり、納税義務はありません。

次に、分割承継に関する取扱いをベースに、共有相続に関する納税義務の判定についてみていきましょう。年間の賃貸料が1,600万円程度で推移している商業用賃貸物件を、兄と弟が持分2分の1で共有で相続した場合について考えてみます。この場合には、被相続人の基準期間中の課税売上高は1,000万円を超えるものの、各相続人の持分割合で按分すると、課税売上高は1,000万円以下（1,600万円×1/2=800万円）となりますので、兄弟の納税義務は免除されることとなります。

共有相続については、



熊王征秀(くまおうまさひで)税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル ~審判所の視点~

## 被相続人の家族名義の預貯金

管理・運用状況などを総合的に勘案した結果…

平成21年に被相続人Aが死亡し、配偶者B、子のC、その妻でAの養子であるDの3人が共同相続人として相続税の申告書を期限内に共同で提出した。

その後、原処分庁が調査を実施。申告書作成を担当したX税理士は、平成24年2月10日の調査において、C・Dの夫婦、その子であるE、F、G（以下、この3名を併せて「孫ら」という）が名義人となっている預貯金等について、平成10年末から相続開始日までの金額の移動状況などを記載した資料を調査担当職員に提出した。なお、平成18年にはC・Dの夫婦、孫らがP社の株式をそれぞれAから贈与を受け、いずれも期限内に贈与税の申告をしている。

原処分庁は「管理・運用状況、原資となった金員の出損者および贈与の事実等を総合

的に勘案すると、共同相続人およびその親族名義の預貯金等は、Aの相続財産に該当する」と判断。相続税の各更正処分および重加算税の各賦課決定処分を行った。共同相続人らは、「本件預貯金等は、各名義人固有の財産であり、相続財産には該当しない」として、その全部の取消しを求めて争いが発生した。

## 具体的な出損の状況など主張立証がない点を指摘

審判所はまず、「預貯金等は、現金化や別の名義の預貯金等への預け替えが容易にでき、また、家族名義を使用することはよく見られることであるから、その名義と実際の帰属とがそごする場合も少なくない。そうすると、預貯金等については単に名義のみならず、その管理・運用状況や、その原資となった金員の出損者、贈与の事実の有無等を総合的に

勘案してその帰属を判断するのが相当」という考え方を示した。

そして、原処分庁の主張に対し「預貯金等の管理状況については、単にBが平成17年まで管理していたと主張するのみで、使用印鑑の状況や保管場所などの管理状況について何ら具体的に主張立証を行わず、また、その出損者については、相続開始日前3年間の被相続人の収入が多額であることなどを挙げるのみで、具体的な出損の状況について何ら主張立証をしていない」と指摘。

さらに、「審判所の調査結果でも、被相続人、請求人らおよびその家族の名義で取引先の金融機関に提出された印鑑届等の筆跡・印影から、本件預貯金等は各名義人が管理・運用していたと推認されるものの、その出損者は誰であるか認定することはできず、また、被相続人から請求人らに対する贈与の事実の有無については、贈与がなかったと認める

には至らなかった。したがって、本件預貯金等の管理・運用の状況、原資となった金員の出損者および贈与の事実の有無等を総合的に勘案しても、本件預貯金等が被相続人に帰属する、すなわち相続財産に該当すると認めることはできない」と判断した。

なお、原処分庁はEの名義預金について、設定時の印鑑が被相続人Aのもので、当時Eは4歳だったことから、出損者はAであると主張したが、審判所は「請求人らは、出損者は母親のDと主張しており、審判所の調査でも出損者がAとは認めることができず、届出印も平成13年にEが使用している印鑑に改印され、以後の管理はC・D夫婦が行っていると認められる。これらを総合的に判断すれば、E名義預金についてもAの相続財産に該当するとは認められない」としている。



# 生命保険を活用した相続対策

## ～分けづらい財産を分けられるようにする～

相続問題を解決するために生命保険を積極的に活用する税理士は少なくない。会員同士が知恵を出し合い関与先の相続対策を支援している「SDG相続ドック・グループ」の理事長を務める北田朝雪税理士もその一人だ。生命保険を活用することで、どのような相続対策が打てるのか――。



SDG相続ドック・グループ  
理事長 北田 朝雪 税理士



インタビュー

――相続税法の改正にともない相続対策の支援ニーズが高まっています。

大きく分けて相続対策には3つのポイントがあります。まずは遺産分割をめぐる争いを回避すること、次に相続税の納税資金を準備すること、最後に相続税の節税です。遺産分割をめぐる争いは長期間続くことが多いため、私はあえて“争続”と表現します。これは富裕層だけの問題ではありません。遺産の多い少ないに関係なく、相続人が複数いれば、どんな家庭でも争いが起きる可能性があります。相続人同士が揉めてしまえば遺産分割協議が進まず、相続税の申告にも影響が生じてきますので、私の事務所では相続人同士を揉めさせないことを最優先課題としています。

――北田先生は生命保険を活用した相続対策に精通していますが、生命保険を活用して“争続”を回避する方法を教えてください。

一般的に“争続”が起きやすいのは、現金が少なく、不動産や自社株が相続財産の大半を占めているようなケースです。例えば、相続人が妻と長男、次男の3人で、妻が自宅、長男が自社株を相続すれば、次男は兄弟間での平等な財産分けを求めてくるでしょう。そこで死亡保険金の資金で次男にも財産を遺せるよう準備しておくことで、長男との相続財産のバランスを取り、相続争いを未然に防ぐことができます。ただし、遺留分の問題がありますので、生前に遺言を用意しておく、次男ではなく長男が生命保険金を受け取り、次男に対して遺留分に見合う現金を渡す「代償分割」も検討すべきでしょう。

――次男に対する代償交付金を生命保険で用意しておくわけですね。

別のパターンとして、会社を契約者・保険料の負担者とし、被保険者を本人、受取人を会社とする生命保険に加入することも考えられます。相続発生後、長男は会社に支払われる保険金を原資に相続した自社株の一部を買い上げてもらい、次男への代償分割のための資金を捻出する方法です。いずれにしても、生命保険を活用すれば自宅や自社株のような「分けづらい財産」を「分けられるようにする」ことができるわけです。

――確かに、現金があれば相続人同士の争いも回避できそうに思えます。

絶対に揉めないとは言えませんが、現金がないよりは、確実にあったほうが対策の選択肢は広がります。相続人全員の不満を上手くコントロールする――、それができるのが生命保険ではないでしょうか。もちろん、相続人が一人でも、先ほどのように自宅や自社株が相続財産の大半を占めていれば、今度は相続税の納税資金が不足する問題が出てきます。自宅を売却して納税資金に充てることもできますが、先祖代々から受け継いできた土地などは、売却したくない想いもあるでしょう。そこで、死亡保険金で相続税を納税できるように生命保険に加入しておけば、自宅や自社株を手放さずに済むわけです。ただし、妻については配偶者の税額軽減の特例がありますので、子どもがいる場合は、死亡保険金の受取人を子どもにしておきたいところです。

### 受取人を指定することは お金に名前を付けること

――節税対策と納税資金対策が一緒にできる活用方法もあるとお聞きしましたが？

親でなく子が保険をかけるやり方です。毎年暦年贈与で子どもに資金を贈与し、これを原資に子どもが親を被保険者、自分が受取人の保険に加入します。将来子どもが受け取る死亡保険金には、一時所得として所得税がかかります。一時所得は、保険金から保険料累計額と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1に課税されるため、所得税率が低く済みます。計算上、相続税の負担税率が27.5%以上となる家庭では一時所得のほうが有利です。視点を変えれば、贈与で相続財産を減らす効果を得られる上、相続人自身で納税資金も準備できる一石二鳥の対策というわけです。

――暦年贈与したお金を次の相続対策へと繋げていくわけですね。

相続対策として暦年贈与を提案する税理士も増えてきましたが、贈与して終わりではなく、その後のこともフォローすることが重要だと考えます。毎年110万円近くのお金を贈与したものの、子どもが無駄遣いしてしまったら、それは本当に幸せな贈与といえるでしょうか。子どもへの想いが詰まった贈与だからこそ、暦年贈与を提案する場合には、有

益な使い道もセットにしてアドバイスするのがベストだと思います。

――そのほか、生命保険を活用した相続対策のメリットや注意点などはありますか。

これまで述べてきた3つのポイントのほかにも、生命保険には①法定相続人1人当たり500万円までの保険金は非課税、②相続発生後すぐに現金化できる、③民法上の相続財産ではなく遺産分割の対象外、④相続放棄しても生命保険金を受け取れる――といった特長があります。一方、注意点ですが、生命保険の活用に限らず、相続対策で重要なのは「健康」です。事業承継対策にも同じことが言えるでしょう。重い病気になってしまえば、対策の選択肢は一気に狭まります。高齢や病気になっても加入できる保険や対策もありますが、やはり健康で体力のあるうちに最善の対策を打っておくべきだと思います。まずは自分の財産の棚卸しをして、おおざっぱな相続財産評価や相続税額を知っておくべきでしょう。

――お話を聞かせていただき、生命保険は相続問題を解決する有効な手段のひとつであることが分かりました。

生命保険を使った相続対策というと、テクニカルな節税策といったイメージを持たれる方もいますが、大切な家族を“争続”から守ることができる非常に有効なツールであることは間違いありません。先ほども述べましたが、現金があるからといって揉め事が起きないとは限りませんが、被相続人の想いが伝われば、争いは最小限に食い止めることができるものです。生命保険は受取人を指定できますが、これは言い換えれば、お金に名前を付けることではないでしょうか。遺言と同じように、生命保険金を受け取った方には、被相続人の想いがきっと伝わるはずですよ。

#### SDG相続ドック・グループ

相続・事業承継ノウハウ等の習得、スキルアップのため、月例研修や事例検討を続けている。顧問先向け月刊誌の無料発行、3分で相続診断できるソフト開発や会員の共同執筆による相続対策本の発刊などで相続対策支援を行っている。

SDG相続ドック・グループのホームページ  
(<http://www.sdg-group.gr.jp>)

# 二次相続・三次相続までを見据えた相続対策を考える

松岡 章夫 税理士

## 遺産分割の工夫、贈与のタイミング、特例の適用

### はじめに

平成27年からの相続税の基礎控除額が4割引き下げられ、税率も引き上げられました。平成25（2013）年の65歳以上の人口は3,190万人で、総人口1億2,730万人の25%であり、この65歳以上の人口は47年後の2060年の予測数値でも3,464万人となっています。相続税が、身近な税金となりつつあるようにも感じるところです。

このような状況下で、相続対策を考えている人は多いと思います。その際に、一次相続の税額が最小限であればよいという姿勢ではなく、二次相続、三次相続までを見据えてトータルの税額を俯瞰し、孫子の代に相続税で苦しめることがないように考えなくてはなりません。

具体的には、遺産分割の工夫と贈与のタイミングになると思います。それに加えて、相続税及び贈与税の特例の活用ということになりましょう。以下、象徴的な事例等を紹介いたします。

### I. 非課税の相続税事案のワナ

一次相続が発生し、平成26年以前の基礎控除8,000万円以下のケース1（表1）を見てください。これはどう遺産分割しても、相続税はかかりません。相続税の申告の義務すらなく、税理士の関与しない場合が多いと思われる。残された配偶者の生活を考え、配偶者が8,000万円をすべて取得することが一般的かもしれません。

この配偶者が、固有財産をもともと4,200万円持っていたとした場合に、一次相続後、間もなく二次相続が発生すると、税負担はどうかを検討します。二次相続では、平成27年以後とすると、1,200万円の相続税がかかることとなります。これは避けられない事象でしょうか。

一次相続の遺産分割をするときに、二次相続のことも考え合わせれば、避けられます。配偶者の固有財産が4,200万円あるため、二次相続の相続税の基礎控除の金額となりますので、一次相続では、配偶者は財産を全く取得しなければ、二次相続の相続税は回避できることとなります。

（表1） 遺産分割検討表

ケース1 1次相続(平成26年以前)						
	相続財産合計	配偶者	長男	長女	備考	
差引財産総額	80,000,000	80,000,000				
差引課税対象額(純資産価額) A	80,000,000	80,000,000	0	0		
算出相続税額 B						実効税率(B/A)=0%
税額控除 配偶者の税額軽減	0					
納付税額 ①	0	0	0	0		

2次相続(平成27年以後)						
	相続財産		長男	長女		
その他の財産	相続財産	80,000,000	40,000,000	40,000,000		
	固有財産	42,000,000	21,000,000	21,000,000		
	第2次相続財産合計	122,000,000	61,000,000	61,000,000		
納付税額*2	②	12,000,000	6,000,000	6,000,000		限界税率20%

（ケース1）における納付税額合計(①+②)	12,000,000	6,000,000	6,000,000
-----------------------	------------	-----------	-----------

（表2）

ケース2 1次相続(平成26年以前)						
	相続財産合計	配偶者	長男	長女	備考	
差引財産総額	80,000,000		40,000,000	40,000,000		
差引課税対象額(純資産価額) A	80,000,000	0	40,000,000	40,000,000		
算出相続税額 B						実効税率(B/A)=0%
税額控除 配偶者の税額軽減	0					
納付税額 ①	0	0	0	0		

2次相続(平成27年以後)						
	相続財産		長男	長女		
その他の財産	相続財産					
	固有財産	42,000,000	21,000,000	21,000,000		
	第2次相続財産合計	42,000,000	21,000,000	21,000,000		
納付税額*2	②		0	0		限界税率0%

（ケース2）における納付税額合計(①+②)	0	0	0
-----------------------	---	---	---

ケース2（表2）を見ていただくと、一次相続では配偶者は、一切財産を取得しないとしますと、一次相続も二次相続も税金が課税されないこととなります。残された配偶者の生活を考えると、配偶者が全く財産を取得しないことは選択しえないかもしれませんが、税金の計算上はこのようになります。配偶者の老後の世話は、長男、長女が取得した8,000万円の遺産を元手にやっていただくことで、理解してもらえればよいと考えられます。

### II. 孫への相続時精算課税制度の利用

平成27年1月1日以後の贈与から、20歳以上の孫への相続時精算課税制度の選択ができることになり、この利用を検討されている方も多くあります。

その際には、次のことを念頭に置かないといけません。相続時精算課税制度は、相続時に精算が必要となり、相続税の最高税率が適用されるようなケースでは、孫への精算課税の適用は慎重に行う必要があります。なぜなら、本制度の税率は20%であり、相続税の最高税率は平成27年から55%であるため、最大35%の相続税を精算しなければなりません。また、孫であれば、1親等の血族ではないため、相続税の2割加算の対象者となりますので、55%×1.2=66%と20%の差額の46%の追加納税をする必要が考えられるからです。

対策としては、20歳以上の孫には、平成27年からは、暦年贈与の税率が緩和されますので、それを利用して、中長期にわたる贈与を実施していくことが効果的であるものと思われます。（表3）に具体的な計算例をまとめてみました。

（表3） 具体的な計算例  
<前提> 一次相続：課税価格6億円、法定相続分で分割  
相続人：配偶者、長男 長男には子供が2人（20歳以上）いる。

遺産分割検討表				
第1次相続(平成26年以前)				
	相続財産合計	配偶者	長男	
差引財産総額	600,000,000	300,000,000	300,000,000	
差引課税対象額(純資産価額)	600,000,000	300,000,000	300,000,000	
算出相続税額	178,000,000	89,000,000	89,000,000	
税額控除 配偶者の税額軽減	△89,000,000	△89,000,000		
納付税額 ①	89,000,000	0	89,000,000	

ケース1 相続税対策前に相続が発生した場合				
第2次相続(平成27年以後)				
	相続財産		長男	
その他の財産	相続財産	300,000,000	300,000,000	
	固有財産	100,000,000	100,000,000	
	第2次相続財産合計	400,000,000	400,000,000	
納付税額	②	140,000,000	140,000,000	

（ケース1）における納付税額合計(①+②)	229,000,000	229,000,000
-----------------------	-------------	-------------

ケース2 孫2人へ5,000万円づつ非上場株式を相続時精算課税で贈与した場合				
第2次相続(平成27年以後)				
	相続財産		長男	孫2人合計
その他の財産	相続財産	300,000,000	200,000,000	100,000,000
	固有財産	100,000,000	100,000,000	
	第2次相続財産合計	400,000,000	300,000,000	100,000,000
納付税額*2	③	147,000,000	105,000,000	42,000,000

（ケース2）における納付税額合計(①+③)	236,000,000	194,000,000	42,000,000
-----------------------	-------------	-------------	------------

※2割加算の分だけケース1より税金が増加

ケース3 孫2人へ1,000万円づつ非上場株式を5年間暦年課税で贈与した場合				
第2次相続(平成27年以後)				
	相続財産		長男	孫2人合計
その他の財産	相続財産	100,000,000	200,000,000	
	固有財産	100,000,000	100,000,000	
	第2次相続財産合計	200,000,000	300,000,000	0
納付税額	④	91,800,000	91,800,000	
孫への5,000万円の暦年課税の贈与税(27年以後)	⑤	17,700,000		17,700,000
（ケース3）における納付税額合計(①+④+⑤)	⑥	198,500,000	180,800,000	17,700,000

ケース2に比べ、3,750万円節税

### III. 贈与税の特例と活用例

相続税の対策には、生前贈与の活用がまず挙げられると思います。相続税の試算を行い、その家族に合わせた110万円の暦年贈与をフル活用するとともに、各種特例を適用していくことが重要になると思います。

- 1 贈与税の配偶者控除**  
<要件>（相法21の6、相令4の6）  
①婚姻期間20年以上の配偶者からの贈与  
②居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与  
③2,000万円の控除ができる  
\*贈与者の相続開始前3年以内の贈与であっても、この制度の適用を受けた2,000万円までの部分は相続税の課税価格に加算しなくてよい。
- 2 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税**  
<主な要件>（措法70の2）  
①直系尊属からの住宅用家屋の新築、取得又は増改築に充てるための資金の贈与  
②受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上であり、その年分の合計所得金額が2,000万円以下であること  
③非課税限度額は以下のとおり（平成26年贈与の場合）  
i 省エネ住宅・耐震性を備えた良質な住宅の場合…1,000万円  
ii 上記以外…500万円  
④対象となる住宅の要件  
i ½以上を居住用に使うこと ii 国内にあること  
iii 床面積が50㎡以上240㎡以下  
iv 中古の場合には耐震性がある家屋又は木造で築20年以内、耐火建築物で築25年以内  
v 増改築の場合には工事費用が100万円以上であり、工事証明書等が必要となる  
⑤取得期限等  
贈与年の翌年3/15までに取得をし、原則居住すること  
\*贈与者の相続開始前3年以内の贈与であっても、この制度の適用を受けた部分は相続税の課税価格に加算しなくてよい。

### 3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

平成25年に新設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の概要は次の通りです（措法70の2の2）。

- （1）概要**  
受贈者（30歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む）、銀行及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）をいう）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭（下記注②）については、500万円を限度とする）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるもの限り、贈与税が課されません。  
（注）教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいいますが、国税庁、文科省のHPにQ&Aが掲載されています。

- ①学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの（文科省のHPでの例は次のとおり）
  - ・学習（学習塾・家庭教師、そろばんなど）
  - ・スポーツ（水泳、野球など）
  - ・文化芸術活動（ピアノ、絵画、バレエなど）
  - ・教養の向上活動（習字、茶道など）

- （2）申告等**  
受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書を金融機関経由で、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出することとなります。

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならず、金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録します。

- （3）終了時の処理**  
教育資金管理契約は、次のうちいずれか早い日に終了されます。①受贈者が30歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、③資金がゼロになるなど金融機関との契約が終了した場合。



本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拠出額」という）から契約期間中に教育資金として払い出した金額の合計金額（学校等以外の者に支払われた金銭のうち500万円を超える部分を除く。以下「教育資金支出額」という）を控除した残額については、①か③の日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

受贈者が死亡した場合（上記②）には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があっても、贈与税は課されません。贈与者が死亡しても、贈与税の課税関係に影響はありません。

**（4）相続税法の教育費の非課税贈与**  
なお、この制度の創設前から、扶養義務者間における教育費の贈与のうち通常必要と認められるものは非課税となります（相法21の3①二）が、これに改正はありません。

「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」は贈与税の課税価格に算入しない、という規定です。

父母がいる場合にも、祖父母から孫に贈与しても非課税となると考えますが、必要資金を超えて贈与したものは課税対象となります（生活費又は教育費の贈与を受けた場合の国税庁のQ&Aが平成25年12月に出されていますので、参考してください）。

**（5）活用法**  
したがって、祖父母がお元気なうちには、この本法の非課税贈与を活用して、必要都度の贈与を行い、祖父母に意思能力がなくなったり、祖父母が死亡してから、措置法の教育資金を使っていくという利用方法が効果的になります。仮に、1,500万円が全く手つかずで受贈者が30歳を迎えても以下のように、相続税に比べれば有利になることがあります。  
<仮に1,500万円が全く手つかずに残った場合の贈与税>

贈与者が死亡していた場合にも、受贈者の直系尊属からの贈与とみなして、受贈者が20歳以上であれば、贈与税の税率の特例が適用できます（措令40の4の3④四）。  
13,900千円－1,100千円＝13,900千円  
13,900千円×40%－1,900千円＝3,660千円  
\*15,000千円×55%＝8,250千円の相続税がかかる人にとっては、これでも節税になります。

### IV. 小規模宅地等の特例の有効活用

被相続人に配偶者と同居の子がいる場合には、一次相続では配偶者と子が特定居住用宅地等の要件を満たし、二次相続においても子が要件を満たすと考えられます。この場合、一次相続で、子が取得をした宅地等で適用を受けておくことが有利な分割となりますが、二次相続では特定居住用の小規模宅地等の特例を受ける宅地等がなくなります。ただし、配偶者と同居する子がいるわけで、この宅地等で二次相続においても小規模宅地等の特例を適用できる工夫ができないかを考える必要があります。

例えば、一次相続において、居住用の宅地等の他に土地があり貸付け等の用に供している場合には、一次相続では居住用の宅地等は子が取得して、貸付けの宅地等は配偶者が取得をします。一次相続では、子が取得をした宅地等で特定居住用の特例を適用し、その後、所得税法の交換の特例等を適用して、配偶者が自宅の宅地等を取得することにより、二次相続でも特定居住用の特例を同居の子が適用することを検討します。

交換を行うと、登録免許税や不動産取得税が相続の場合に比べて大きな負担となりますが、そのコストをかけても税効果が得られれば、実行に値するものと思います。

# これから の相続・事業承継対策に 欠かせない 信託・一般社団法人をフル活用！

近年の大改正により「信託」と「一般社団法人」を活用した相続・事業承継対策が注目を集めている。今までの制度では対策が難しいと思っていた場面でも、これらの制度を利用すればシンプルに解決できるケースがあるという。果たしてどんな対策を打つことができるのか、このテーマの研修講師や書籍の執筆でも活躍する宮田房枝税理士に話を聞いた。

——信託・一般社団法人を活用した相続・事業承継対策が注目されていますが、その背景からお聞きします。

信託というと、信託銀行や信託会社が受託者となる、いわゆる「商事信託」のイメージが強いかもしれませんが、平成19年に84年ぶりとなる信託法の大改正が行われ、家族や同族会社を受託者となる、いわゆる「民事信託」が積極的に活用できるようになりました。また、一般社団法人についても、平成20年12月に「新公益法人制度改革」が行われ、「設立」と「公益性の認定」を分けて、設立は登記だけでできるようになりました。これらの大改正により、どちらも相続・事業承継対策のツールとして注目されるようになったわけです。

——改正直後は実務の現場にあまり浸透しなかったように思います。

理由として考えられるのは、信託は財産管理の手法であり、必ずしも節税に繋がるわけではありません。そのため、特に税に詳しい人ほど、相続対策や事業承継対策において節税効果がないと対策を講じる意味がないと思いがちで、入口の段階で対策のツールから除いてしまっていることがあったように思います。一般社団法人についても、当初は新制度への移行手続きなどが注目され、また、それまで公益法人と関わりがなかった場合には、自分には関係ない制度改革と考えてしまうケースが多かったようです。

——その後、信託・一般社団法人を活用するメリットが浸透し始めてきたわけですね。

特に、金融機関の方々が信託・一般社団法人を活用した相続・事業承継対策を熱心に勉強されていて、社内研修の講師の依頼もよくいただきます。最近では、金融機関の方々が経営者や資産家のお客様に新しい相続・事業承継対策を提案し、その話をお客様が顧問の先生に相談するものの、先生方が対応に困ってしまう——、そんなケースが増えてきたように感じます。中には無理のある提案をされているところもあるようです。また、実際、私どもの事務所にも全国の先生方から相談が寄せられ、顧問の先生からお客様をご紹介いただいて、その先生と一緒に相続・事業承継対策を行うこともあります。税理士会の研修でお話をさせていただく機会もありますが、地方の会場でも満席になり、先生方の関心の高さがうかがえます。近年、納税者の方々もインターネットなどで情報収集されていますので、信

託・一般社団法人を活用した相続・事業承継対策の理解がさらに浸透すれば、関与先から相談されるケースも増えてくると思います。

——信託・一般社団法人を活用するとどんな対策が打てるのでしょうか。

例えば民事信託を活用することで、成年後見制度よりも柔軟な財産管理ができるほか、遺言よりも確実な財産承継・円滑な事業承継ができ、先代経営者の相続にともなう「お家騒動」の回避にも効果を発揮します。また、一般社団法人を活用すれば、相続財産額を固定することができるほか、安定株主対策や信託の受託者として活用することができます。これらは一例に過ぎず、100人いれば100通りのしくみが考えられます。ただし、信託や一般社団法人は、決して万能薬という制度ではありませんので、その点は注意が必要です。

## 確実な財産承継、 円滑な事業承継を実現

——注意すべき点として、どのようなケースが考えられますか。

例えば一般社団法人を設立して、そこに株式会社の株式を1,000万円で購入し、10年後、株式の評価額が5,000万円になった場合、一般社団法人は5,000万円の価値の株式を持つこととなりますが、一般社団法人は「持分のない」法人です。そのため、この含み益が個人の相続財産に影響することはありません。ただ、こうしたケースのように、これから株価が値上がりするような場合は効果的ですが、最初から含み益がたくさんある株式を譲渡するとすれば、譲渡所得税や住民税の負担を考慮しなければなりません。また、一般社団法人の場合、株式会社と比べて「誰が支配しているか」が分かりにくいところがあります。そのため、例えば先代経営者と3人の子供が社員となって、同族会社の株式を所有する一般社団法人を設立した場合、親が亡くなったとたん後継



税理士法人タクトコンサルティング  
宮田 房枝 税理士

者以外の2人が結託して、後継者を追い出してしまうことも考えられます。まずはお客様から話を十分に聞き、それから活用すべきかどうかを判断することが重要といえます。

——個々の事案ごとに慎重に見極める必要があるわけですね。

一般社団法人については、一部の方には誤解があるようにも感じます。「一般社団法人を活用すれば必ず相続税の節税につながる」「一般社団法人は何をやってもいい」と思われる方もいらっしゃるようですが、そんなことはありません。場合によっては、何もしなかったときよりも多くの税金が発生することもあります。とはいえ、今までの制度では対策が難しいと思っていたような場面でも、信託や一般社団法人を活用すればシンプルに解決できるケースも多々ありますので、相続や事業承継に関する対策を考える上で、

今後、これらの制度に関する知識が必要不可欠になると感じています。

——宮田先生の著書「図解 相続対策で信託・一般社団法人を使いこなす」の売れ行きが大変好調ですね。

発売後すぐに増刷が決まり、私自身とても驚きました。皆さんが「ちょっと気になるけど、難しそう」と思われがちな信託・一般社団法人について、概要と活用例をできるだけシンプルにお伝えしたいと思い、図表やイラストを多用して執筆しました。特に、相談の多い15の事例についてはイメージが付きやすいように人物設定をして、会話形式によって紹介しています。この本を通して信託や一般社団法人の制度をより身近に感じていただき、よりよい相続・事業承継対策につながったら大変嬉しく思います。

次のページ(9面)で2つの事例をご紹介します。

### 図解 相続対策で信託・一般社団法人を使いこなす

宮田房枝 著/税務中央経済社

第1章では、信託・一般社団法人の概要を分かりやすく解説。第2章では、図表やイラストを多用し、会話形式によって相談の多い15の事例を紹介。専門家はもちろん、専門家以外にも読みやすい内容となっている。

日本税協連のオンライン書籍販売  
「e-hon」でもご購入できます!(12ページ参照)

全品10%割引



# 信託を有効活用できるケースとは!?

## 信託とは

「信託」とは、委託者が一定の目的のために、信託行為（信託契約・遺言・信託宣言）によって信頼できる受託者に対して財産を移転し、その受託者はその信託行為に従って、その移転を受けた財産（信託財産）の管理・処分等をする法律関係をいいます。

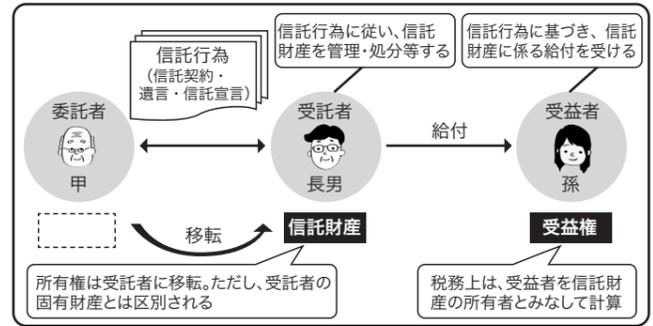
そして、その信託財産に係る給付を受ける権利は、受益権をもつ受益者にあります。

信託の設定により、民法上、信託財産の所有権（名義）が受託者に移ることにより、受託者は、その権限に基づき信託財産の管理・処

分をスムーズに行うことができます。しかし、税務上は実質的に信託財産に係る利益を得ることになる受益者が所有者とみなされます。

例えば図表1のケースのように、委託者と受益者が異なる場合（他益信託）は、効力発生に伴って、実質的な所有者が甲から孫へ変わるため、税務上は、甲から孫へ贈与があったものとされ、孫に贈与税が課税されます。一方、委託者と受益者が同じ場合（自益信託）は、信託の設定の前後で税務上の所有者は変わらないため、信託

図表1 信託とは



の効力発生時に課税関係は生じません。以下、活用の2事例をご紹介します。

## 【事例1】

### 信託を高齢者の土地活用のために活用



先日、マンション開発業者から、私の所有している3丁目の土地について、マンション用地として開発しないかと提案をいただきました。賃貸マンションとして運用できれば、相続対策にもなるのでありがたい話です。しかし、開発計画が長期になる可能性もあり、その間に私の判断能力が低下して、契約や交渉をすることができなくなるかもしれないと思うと、不安で計画をすすめられません。

そうですね、認知症等により判断能力がなくなった後は法律行為をすることができません。それを補うために、成年後見人を選任することがありますが、成年後見制度は成年被後見人の財産の保護を目的としています。賃貸マンションを建築するということは、成年後見制度の考え方からすれば財産の保護にはならないので、もし甲さんが何も対策をしないまま認知症になってしまえば、3丁目の計画は頓挫する可能性があります。

これをうまく解決できる方法はありませんか？

次のような信託を設定することにより、解決できます。

委託者	甲
受託者	甲の長男
受益者	甲
信託財産	3丁目の土地、A銀行の普通預金
信託終了事由・残余財産の帰属権利者	甲の死亡により終了し、残余財産は長男に帰属する

私が生きている間に何か課税は発生しますか？

図表2のとおり、甲さんがご存命中の受益者は甲さんであり、自益信託ですので、**信託の効力発生時に課税関係は生じません**。また、受託者の長男が、信託契約に従って、信託財産である3丁目の土地に係る契約や交渉をすすめることとなりますので、万が一、途中で甲さんが入院したり、甲さんの判断能力がなくなったりしたとしても、マンション開発をすすめることができます。もちろんマンション完成後の賃貸借契約も、信託契約に従って受託者である長男が締結します。

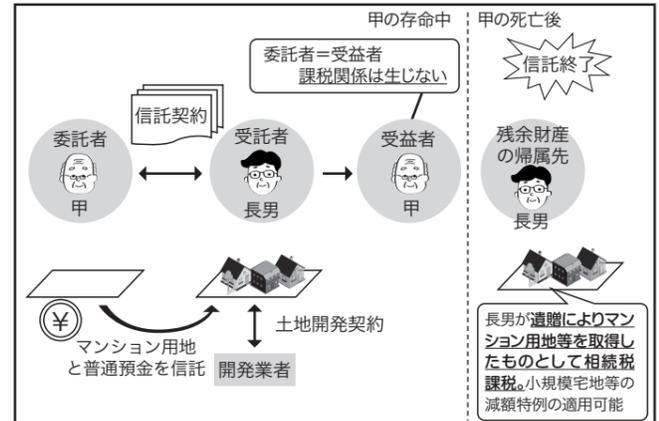
私の死亡時の課税はどうか

りますか？

甲さんの死亡により信託は終了しますが、残余財産の帰属先が長男ですので、**実質的に「長男に賃貸マンションとその敷地とA銀行の普通預金口座の残高を相続させる」という旨の遺言を作ったのと同じ効果が生じます**。したがって、相続税の課税関係としては、長男が遺贈によりそれらを取得したものと取り扱われます。また、すでにマンションが賃貸開始後であり長男がそのまま賃貸事業を引き継げば、**相続税の小規模宅地等の減額特例の適用を受けることもできます**。

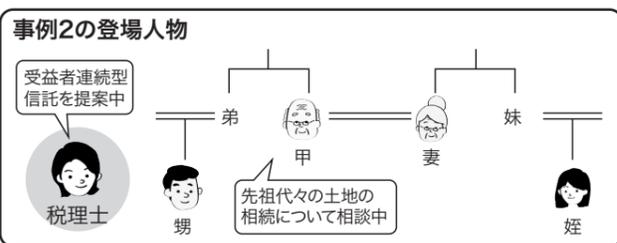
土地開発にあたって信頼できる長男と信託契約を締結すれば、認知症対策にも、遺言代わりになるということですね。

図表2 高齢者の土地活用のための活用



## 【事例2】信託を先祖代々の

### 土地の円滑な承継のために活用



先祖代々、甲家で承継してきた大切な土地があります。今は駐車場として賃貸していて、安定した収入もあります。妻の老後の生活資金のたしになると思いますが、妻に相続させたいのですが、私たち夫婦には子供がいません。妻が亡くなった後、妻の財産は妻の妹が相続することになるのですが、この土地が妻の家系に承継されるのは私の先祖に申し訳なく思います。私の甥（弟の子）に承継させることはできないでしょうか？

これまでの相続の常識からすると、「奥様に甥に土地を遺贈する旨の遺言を書いてもらってください」という回答に

なります。しかし、奥様からしたら自分の姪（妹の子）の方がよく遊びに来てくれてかわいいかもしれません。そうすると、奥様は甲さんがお元気なうちは「甲さんの甥に遺贈する」という遺言を書いておいたとしても、甲さんが亡くなってから「自分の姪に遺贈する」という遺言に書き換えるかもしれません。なんとも不安定ですよね。それが、「信託」を使えば、甲さんの願いをもっと確実にかなえることができます。例えば、次のような信託を設定します。

委託者	甲
受託者	甲の甥
受益者	甲、甲の死亡後は甲の妻
信託財産	先祖代々の土地
信託終了事由・残余財産の帰属権利者	甲の妻が死亡したとき終了し、残余財産は甲の甥に帰属する

課税関係はどうなりますか？

甲さんがご存命中の受益者は甲さんであり、自益信託ですので、**信託の効力発生時に課税関係は生じません**。甲さんが亡くなることにより、次の受益者となる

奥様がその土地を遺贈によって取得したものと取り扱われます。相続後も相続税の申告期限まで駐車場の賃貸を続けられれば、**相続税の小規模宅地等の減額特例の適用を受けることもできます**。また、他の相続財産とともに**配偶者の税額軽減の適用を受けることもできます**。

妻が亡くなった場合の課税関係はどうなりますか？

奥様が亡くなったときは、税務上、甲さんの奥様から甲さんの甥に対して遺贈があったものとされます。この場合、甲さんの甥は、甲さんの奥様にとって親族（3親等の姻族）ですので、相続税の申告期限まで駐車場の賃貸を続けられれば、相続税の小規模宅地等の減額特例の適用を受けることができます。ただし、甥っさんが取得するということで、相続税の2割加算の対象にはなりませんので、その点はご理解ください。

2割ぐらい税金が増えたとしても、妻の老後の生活資金のたしになった後、ちゃんと土地が甲家に戻るのであれば、ありがたいしくみですね。



# 遺産分割協議書の効力をめぐるトラブル

～内容を認識する前に署名・押印させられたケース～



## 協議書の内容に不自然さを感じた場合は 関係者との面談や意思確認でリスク回避

税理士の先生が相続に関する相談を受ける場合、どのような内容が多いでしょうか？相続対策、相続税の計算、相続税の申告から納税資金の確保など、その内容は多岐にわたると思います。

弁護士が相続に関する相談を受ける場合も内容は様々です。遺言書の作成や遺留分減殺請求に関する相談、遺産の分割方法や遺産分割協議書作成に関する相談などは比較的多いといえます。相続は「争続」になる可能性があるため、その取扱いは慎重にならざるを得ません。今回は、弁護士の立場から遺産分割協議書をめぐるトラブルをご紹介しますので、是非、税理士の先生方にも異なる視点から考えていただき、相続人間の争いに巻き込まれないように注意して頂きたいと思います。

普段、相続の案件をあまり取り扱わない税理士の先生もいると思いますので、まず簡単に相続における遺産分割協議書の位置づけを説明します。

故人がしっかりと遺言書を作成しており、相続人全員がその遺言書に定められた遺産分割に同意している場合には、遺産分割協議書自体を作成しないケースもあります。しかし、「相続財産はあるのに遺言書がない」、「遺言書の内容が曖昧」、「遺言書作成時と死亡時とで資産の状況に変化が生じた」、「相続人が遺言書の内容とは異なる遺産分割を希望している」などの場合は、遺産分割協議書を作成する必要があります。

遺言書がない場合、実務上、被相続人名義の預金口座からの預金引出し（故人のキャッシュカードを使って当座の費用を工面するために預金からお金を引き出す方もいますが、法的には問題がある行為です）、不動産の登記名義を変更する場合にも、実印を押捺した遺産分割協議書あるいはこれに代わる書類（判決正本や調停調書など）が必要になります。

そのため、特定の相続人が、他に相続人が

いるにもかかわらず、他の相続人の同意なく、相続財産の全部または特定の相続財産を自らのものにするために預金の引き出しや登記名義の変更等を行うことは認められません。その場合は、遺産分割協議書に相続財産の全部または特定の財産を相続することを記し、他の相続人に署名または押印（実印）をしてもらう必要があります。

遺産分割協議書に特定の相続人だけが有利となる内容が書かれていれば、そう簡単に他の相続人が署名や押印などしないと思われる先生もいるでしょう。しかし、トラブルになる以前は親族間の信頼があるため、「手続きを進めるために必要な書類」などと説明され、それが遺産分割協議書と認識しないまま署名、押印することが実際にあります。

私が代理人を務めた事案でも、本人の意思能力や判断能力に特段問題はなかったにもかかわらず、遺産分割協議書と認識しないまま押印させられ、さらには税理士の先生への税務権限代理証書にも押印し、本人も認識しないまま遺産分割がなされ（たことにされ）、預金の引き出し、株式や不動産の名義変更がなされ、税務申告と相続税の納付まで本人の名義でなされていたという事案もありました。

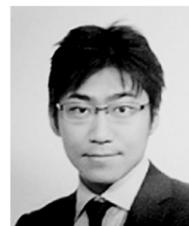
しかし、一旦作成された遺産分割協議書の効力を後から争うのは、高いハードルが存在します。最高裁判所の判例（平成11年6月11日判決）は、「遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為」と判示しています。そのため、遺産分割協議についても民法の意思表示の瑕疵に関する規定が適用されることとなり、遺産分割協議書と認識せずに署名、押印してしまった場合や遺産分割協議書で定める分割内容に錯誤があった場合は、錯誤無効等

の主張をすることも理論的には可能です。一方で、別の最高裁判所の判例により、本人の印章と文書の印影が一致すれば、本人の意思に基づいて押印されたものと推定され、さらにその結果、文書全体が本人の意思に基づいて作成されたものと推定されるという一般原則があります（二段の推定）。このような判例があるため、実印が押印された遺産分割協議書は、押印した相続人の意思に基づいて作成されたものと推定され、その効力を争うのが難しくなります。

実際に遺産分割協議書の効力を争う場合に提起される訴訟の類型は種々考えられますが、典型的なものとしては、遺産分割協議無効確認訴訟、不当利得返還請求訴訟であり、いずれの場合も争点は共通します。つまり、遺産分割協議書の作成の際に、意思表示の瑕疵（裁判になった多くの事例は錯誤無効の主張をしています）があったか否かという点です。遺産分割協議書の有効性を争う側としては、「遺産分割協議書」の作成経緯、協議書に定める分割内容が不自然・不合理であることなどの事情（例えば、特定の相続人に有利な分割内容であり、そのような分割をする必要性や合理性がないといった事情）をもって、錯誤により無効であったことを主張立証していくことになります。とはいえ、親族であれば経済的に不合理な相続に同意することも珍しくありません。何よりも本人の印鑑が押されている遺産分割協議書の効力を覆すのは並大抵ではなく、正に泥沼の争続となっていくのです。

相続をきっかけに兄弟間で話をしなくなったなどというのは序の口で、兄弟間でお互いの子供の頃（半世紀近く前だったりします）の失敗やケンカの原因を思い出して悪口の応酬を弁護士の面前ですることすらあります。数年ぶりに裁判所で顔を合わせた親族が病気で痩せ衰えた姿を見て喜ぶなどという笑えない話すらあります。

税理士の先生は、作成途中の遺産分割協議書を見る機会も多いと思いますが、特定の相続人だけが有利となる内容で、そこに不自然さを感じた場合、その遺産分割協議書は潜在的な紛争リスクを抱えているかもしれません。このような事案に税理士の先生が関与する場合には、トラブルに巻き込まれないためにも関係者との面談や意思確認を十分に行うことをお勧めいたします。



マイル法律事務所  
(東京・港区)

弁護士 松永 貴之

平成21年に南青山M's法律会計事務所を設立。その後、平成25年に表参道にマイル法律事務所を設立し、同事務所の代表弁護士として活動している。

各種訴訟事件、税務争訟のほか、倒産処理、ベンチャー企業の法務などを得意とし、法務・税務の両面から幅広い業務を取り扱っている。本紙でも第3号～第5号に所長税理士と元職員による顧客争奪トラブルに関する記事を連載している。

# 日本税協連の オンライン書籍販売 **e-hon** イーホン

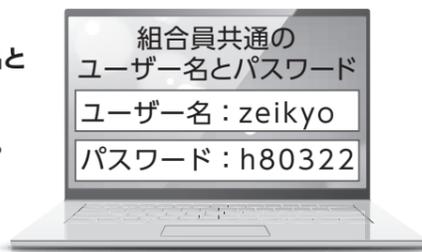
ネットで  
簡単申込み

専門書・一般書・雑誌・CDなど、  
約280万点を組合員価格でお手元に!

全品  
10%OFF

日本税協連では、株式会社イーホンが運営するオンライン書店ネットワーク「e-hon(イーホン)」との提携により、税務や会計の専門書をはじめ、一般書、雑誌、CDなど約280万点の取扱商品を10%割引の組合員価格で購入できるサービスを提供しています。

ご利用の際には組合員共通のユーザー名とパスワードを入力し、別途、新規登録時に個別のIDとパスワード取得してください。



- ◎組合員限定サービスのため、必ず日本税協連のホームページからご利用ください。それ以外からのご利用は割引の対象になりませんので、ご注意ください。
- ◎お支払は便利な口座振替(翌月28日)。口座振替依頼書をプリントアウトし、個別IDを記入してください。(集金事務代社/株日税ビジネスサービス)
- ◎1回の注文は10冊(個)まで。送料は全国一律260円(税別)

www.nichizei.or.jp **日本税協連** **検索**

※組合売店でも税務関係書籍を多数取り揃えております。どうぞご利用ください。

## 気になる相続関連書籍も「e-hon」なら組合員価格でお手元に!

**第二次・第三次相続を見据えた  
相続対策と遺産分割 平成27年増税対応版**  
松岡章夫、山田みゆき 著/出版社:清文社



第一次相続の遺産分割では配偶者の税額軽減を最大限に活用することが一般的だが、その結果、第二次・第三次相続の税負担が大きくなることもある。そのツケを子や孫に回さないトータルな相続対策と遺産分割のノウハウ、そして節税メリットが具体的な試算で理解できる「税務のプロ」のための一冊。相続対策と遺産分割の基礎から応用までを図表とケースでわかりやすく解説。定価3,000円+税。

**実例でわかる  
相続に強い税理士になるための教科書**  
阿藤芳明 著/出版社:税務経理協会



リスクが怖い…経験がない…でも相続を仕事にしたい。そんな税理士のバイブルである同書は、誰も教えてくれなかった相続業務の知識やノウハウが満載の実践的入門書。遺言書の作成、相続税申告書作成に係る資料の収集・分析、分割協議と納税方法をセットにした考え方など、実務の勘どころを実例を交えながら解説。平成25年3月の初版から10刷を突破し、続編も近刊予定。定価2200円+税。

**相続の現場から見た!  
特殊な土地の財産評価 CD-ROM付き**  
佐藤健一、小林登 著/出版社:法令出版



特殊な土地の財産評価は判断に迷うところ。同書では現地や役所調査の参考となる実際の資料や写真を数多く掲載して詳しく解説。さらに、財産評価基本通達による土地評価を前提に、通達の適正な運用の基礎となる各種法令を整理。現場写真や物件関連の現物資料は雰囲気伝わるように付録のCD-ROMに収録。平成25年8月に初版が発行されて以来、多くの税理士に読まれている。定価3,800円+税。

**ゼミナール相続税法(平成27年1月改訂)**  
橋本守次 著/出版社:大蔵財務協会



相続税法全般において検討を要する多くの重要項目に関して、重要判例・裁決例・税務当局の見解や様々な学説等を踏まえ、筆者の私見も交えて多方面から論理的に解説。課税最低限の縮減、税率の累進強化、小規模宅地等の課税の特例の拡大をはじめとする平成27年1月施行の改正相続税法、さらに更正の請求や理由附記といった国税通則法の見直しに伴う改正についても解説。定価:5,463円+税。

**宮田房枝税理士が執筆した書籍  
「図解 相続対策で信託・一般社団法人を使いこなす!」は8面をご覧ください。**

## 税理士協同組合の 報酬自動支払制度 おかげさまで 40周年!

関与先 1 件から  
利用できます。

まずは 1 件から始めてみませんか?

相続税申告など単発の報酬も利用できます。



e-NETの集金支援システム特許取得  
<特許第5117097号>

業務負担の軽減、  
未収金防止に効果大!



【お問い合わせ・資料請求は】  
税理士協同組合事務代社

株式会社 **日税ビジネスサービス** ☎0120-155-551

〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

報酬自動支払制度 🔍 検索



**報酬自動支払制度  
40周年特別企画  
2015年4月末まで**

ご紹介者	プレゼント
お知り合いの先生をご紹介ください。 ご紹介頂いた先生が本制度をご利用された場合	
ご紹介者に、	QUO カード 5,000円分プレゼント
新規申込	プレゼント
ホームページより利用申込書を作成し、 新規お申込みいただいた先生へ	
もれなく、	QUO カード 1,000円分プレゼント

# 日税グループは、 税理士先生の相続業務を バックアップいたします!



いよいよ平成27年1月1以降の相続から相続税の基礎控除額が4割縮小されました。また、相続税率の区分が6段階から8段階に変更され、最高税率が50%から55%に引き上げられるほか、各人の取得財産が2億円超～3億円以下については、新たな税率区分として45%の税率が適用されます(表参照)。

資産家を中心に相続支援のニーズも高まってきましたが、相続に関係する悩みといえば、「遺産分割」「納税資金の確保」「相続対策」ではないでしょうか。多くの税理士先生が研修会などに参加し、知識やノウハウを習得しながら相続対策のアドバイスをされていますが、日税グループの(株)日税ビジネスサービスでは、税理士先生や事務所職員の方々を対象に、相続に関する

様々な研修会を開催するほか、東京税理士協同組合の研修会などお手伝いさせて頂いております。また、相続に際しての株価算定や中小企業のM&Aなどもご支援させて頂いております。

さらに、(株)日税不動産情報センターでは、相続にまつわる不動産ソリューションのご提供。(株)共栄会保険代行、(株)日税サービスでは、生命保険を活用した相続対策や相続税の納税資金対策などをご提案させて頂いております。

これからも税理士先生の相続業務を全力でバックアップさせて頂きますので、お困りのことがございましたら、日税グループにいつでもお気軽にお声がけください。

〈基礎控除の引き下げ〉

改正前	2014年12月31日まで
定額控除	5000万円+ (1000万円×法定相続人の数)

改正後	2015年1月1日から
定額控除	3000万円+ (600万円×法定相続人の数)

〈相続税の新しい税率区分〉

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	なし
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

## 株式会社 日税ビジネスサービス



相続業務に役立つノウハウを  
人気の講師陣が解説!

〈東京税理士協同組合主催、日税ビジネスサービス協賛〉

2月 4日 「争訟事案からみた相続税の実務」

講師:小池 正明 税理士(日税連税制審議会専門委員長)

2月10日 「財産評価をめぐる裁判事例の紹介」

講師:土橋 令 税理士  
(元国税庁課税部資産評価企画官室企画専門官、同企画官補佐)

〈日税フォーラム〉 インターネット受講も可能です!

2月12日 「自己株式を活用した事業承継対策・相続対策」

講師:酒井 均 氏(株式会社ファイブスター 取締役 COO)

3月25日 「自社株判例・裁判例徹底解説」

講師:伊藤 俊一 税理士(伊藤俊一税理士事務所 代表)

◎過去に開催した研修会のオンデマンド配信も行っております。

研修会の最新情報・オンデマンド配信等につきましては、(株)日税ビジネスサービスのホームページをご覧ください。

日税ビジネスサービス  検索

株価算定、企業のM&Aなどお手伝いしております!

## 株式会社 日税不動産情報センター



関与先様の相続にまつわる  
不動産ソリューションをご提案いたします

- ・相続発生時の土地の評価資料が欲しい。  
(広大地評価、不整形敷地評価など)
- ・相続した不動産の物件調査や時価評価をしてほしい。
- ・相続税の納付対策を検討したい。
- ・生産緑地、農地等の相続に効果的な対策を考えたい。
- ・底地、借地、老朽アパート・ビル等の低採算不動産の整理・組替えをしたい。

### 安心のネットワーク

- 東京本社 ☎03-3346-2220
- 東京東支店 ☎03-5284-1162
- 東京西支店 ☎042-528-7757
- 埼玉支店 ☎048-669-1101
- 千葉支店 ☎043-301-8666
- 横浜支店 ☎045-262-1551
- 名古屋支店 ☎052-752-6700
- 大阪支店 ☎06-6949-4664
- 神戸支店 ☎078-221-0911

誠実、公正、  
守秘をモットーに  
全力でお手伝い  
させていただきます!

### 遺産分割対策

### 納税資金対策

### 相続税対策

お客様一人ひとりの状況を的確に把握・分析し、  
生命保険を活用した最適な相続対策をご提案いたします!

## 株式会社 共栄会保険代行



0120-922-752 bestplan@nichizei.com

- 東京本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
- 北海道支店 札幌市中央区 札幌北辰ビル6階
- 千葉支店 千葉市中央区 千葉県税理士会館1階
- 埼玉支店 さいたま市大宮区 埼玉県税理士会館1階
- 横浜支店 横浜市西区 税理士会館1階
- 名古屋支店 名古屋市中千種区 税理士会ビル1階
- 大阪支店 大阪市中央区 近畿税理士会館11階
- 九州支店 福岡市中央区 福岡天神第一生命ビル5階

## 株式会社 日税サービス



0120-31-2112 info-ns@nichizei.com

〈関連会社〉

- 株式会社日税サービス(札幌) ☎011-631-7371
- 株式会社日税サービス(大阪) ☎06-4794-0071
- 株式会社日税サービス中国 ☎082-244-3441
- 株式会社日税サービス西日本・福岡本社 ☎092-474-2471
- 株式会社日税サービス西日本・北九州営業所 ☎093-932-5888
- 株式会社日税サービス西日本・熊本営業所 ☎096-371-7151

日税ジャーナル 平成27年・冬号

日税グループの  
ホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行:日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
TEL:03-3340-6494 FAX:03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL:03-3340-4488